



世界にひとつ。
あなたにひとつ。



THE CLASS



JCBカード付帯保険のご案内

JCB THE CLASS

INSURANCE BOOK

本書はJCBザ・クラスに付帯されている各種損害保険(会員の皆様を被保険者としてJCB(契約者)が保険料を負担しています。))について概要を説明する目的で作成しておりますので、ご一読をお願いいたします。

また、海外旅行の際は緊急時に備えてダウンロードもしくは印刷の上携帯をお願いします。

なお、各種損害保険の普通保険約款及び特約の内容や詳細などにつきましては別途お問い合わせ願います。

INDEX

《JCBザ・クラスカード付帯保険》

1. JCBザ・クラス傷害保険

- ① 保険金をお支払いする場合(海外旅行傷害保険)…………… 3~4
- ② 保険金をお支払いする場合(国内旅行傷害保険)…………… 5~6
- ③ 保険金をお支払いできない主な場合(海外/国内旅行傷害保険) …… 7~8

2. JCBザ・クラス 国内・海外航空機遅延保険 …………… 9~10

3. JCBザ・クラス ショッピングガード保険(国内/海外) …… 11~12

4. JCBザ・クラス ゴルフ保険 …………… 13~16

5. 保険金の請求について

- ① 保険金請求手続き/② 必要書類 …………… 17~19

《各種お問い合わせ先》

1. 海外でお困りの際のホットラインサービス

- 海外ホットライン …………… 20~22

2. 国際電話のかけ方 …………… 23

3. お問い合わせ先 …………… 24

※海外旅行先の医療機関から提示を求められたときなどにご利用ください。

JCB THE CLASS OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED No. JCB CARD No.
INSURED JCB CARD MEMBER
COVERED PERIOD OF TRAVEL : Coverage shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of three (3) months or upon return to the residence, whichever is sooner. Under non circumstances shall this coverage extend beyond three (3) months for a single overseas trip.
However, should the date of departure from the residence differ from the date of departure from the country, coverage shall commence at 0:00 of the day before departure from the country. Likewise, if the date of return to the residence differs from the date of return to the country, coverage shall terminate at 24:00 on the day after returning to the country, subject to the coverage limit of three (3) months.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥100,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
BAGGAGE(EXCESS ¥3,000)	¥1,000,000
LIABILITY	¥100,000,000
RESCUER'S EXPENSES	¥10,000,000

This is to certify that "JCB THE CLASS OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are JCB CARD member.

Sompo Japan Insurance Inc.

*家族特約対象者の海外旅行傷害保険付証明書が必要な場合には必要書類などをご案内いたしますので、P.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

《JCBザ・クラスカード付帯保険》

JCBザ・クラス傷害保険

被保険者：JCBザ・クラス本会員の方・家族会員

海外旅行傷害保険は、「家族特約」対象者を含みます。

- 「家族特約」対象者とは、JCBザ・クラス本会員の方と生計を共にするご家族で、19歳未満のお子様をいいます。
- 保険金請求の際に健康保険証または公的証明の写しにより、本会員と同一生計の家族であることを確認します。

補償期間：JCBザ・クラス会員の方である期間

傷害保険金額一覧

1. 海外旅行傷害保険(カード利用条件あり)	本会員・家族会員	家族特約対象者
傷害による死亡・後遺障害	最高1億円	最高1,000万円
傷害による治療費用	1,000万円限度	200万円限度
疾病による治療費用	1,000万円限度	200万円限度
賠償責任	1億円限度	2,000万円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	100万円限度	50万円限度
救済者費用等	1,000万円限度	200万円限度

適用条件：海外旅行に関する所定の料金のお支払いにJCBザ・クラスをご利用いただいた場合、海外旅行傷害保険が適用されます。

●所定の料金とは

①「搭乗する公共交通乗用具」または②「参加する募集型企画旅行」の料金。募集型企画旅行は、日本出国前にJCBザ・クラスをご利用いただいた場合に限ります。

責任期間：適用条件に合致する海外旅行について、海外旅行の目的をもって日本国内の住所を出発してから住所に帰着されるまでの間で、かつ、日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までが責任期間となります。ただし、その料金のお支払いにJCBザ・クラスをご利用いただいた時期以降に限ります。また、1回の海外旅行ごとの責任期間は、それぞれ次の期間をもって限度とします。

①日本出国前に公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金のお支払いにJCBザ・クラスをご利用いただいた場合は日本出国時から3か月後の午後12時までの旅行期間。

②①に該当しない場合で、日本出国後に公共交通乗用具の料金のお支払いにJCBザ・クラスをご利用いただいたときは、その利用時から補償開始となり、補償終了の限度は上記と同じ出国時から3か月後の午後12時までの旅行期間。

2. 国内旅行傷害保険(カード利用条件あり)

①公共交通乗用具搭乗中の傷害事故	死亡・後遺障害	最高1億円
②旅館ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故	入院	日額5,000円
③宿泊を伴う募集型企画旅行参加中の傷害事故	手術	5,000円×(10~40倍)
	通院	日額2,000円

適用条件：国内旅行に関する所定の料金のお支払いに事前にJCBザ・クラスをご利用いただいた場合、国内旅行傷害保険が適用されます。

●所定の料金とは

①「搭乗する公共交通乗用具」、②「旅館、ホテルなどの宿泊施設」、③「参加する募集型企画旅行」の料金。

3. 注意事項

- ・死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険については被保険者となります。ただし、救済者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方となります。
- ・JCBザ・クラス付帯の旅行傷害保険(海外・国内)の死亡・後遺障害保険金額および入院・通院保険金額(国内のみ)につきましては、他のクレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として保険金が支払われます。後遺障害保険金は最も高い保険金額に普通保険約款にて定める支払い割合を、手術保険金の場合は最も高い入院保険金日額に普通保険約款にて定める倍率を乗じた金額をそれぞれ限度として支払われます。
- ・海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金を除く)の各種保険金につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額を限度として保険金が支払われます。
- ・補償内容については諸般の事情により一部変更する場合があります。詳しくはP.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社(幹事)、
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

※左の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いする場合

海外旅行傷害保険（カード利用条件あり）

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※									
傷害	死亡 後遺障害	本会員・家族会員 最高1億円 家族特約対象者 最高1,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。	・亡くなられたとき……保険金額（死亡・後遺障害）の100%。 ・後遺障害を生じたとき……その程度に応じて保険金額（死亡・後遺障害）の3%～100%。									
	治療費用	1回の事故につき 本会員・家族会員 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 ※事故の日から180日以内に要した費用に限ります。	下の①～③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。									
疾病	治療費用	1回の病気につき 本会員・家族会員 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中に発病または原因が発生し（特定の感染症の場合は感染し）旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに（特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに）医師の治療を受けられたとき。 【特定の感染症】コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫（がっこうちゅう）、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レブスピア症 ※最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	①治療のために必要な次の費用 （1）診療費・手術費など診療関係費、入院費 （2）病院までの交通費、緊急移送費、転院費（入院先の病院で治療が困難な場合など） （3）ホテル客室料（入院が不可能である場合など） （4）通訳雇用費用 （5）義手・義足の修理費（傷害治療のみ） ②入院により必要となった身の回り品購入費（5万円限度）、通信費（1回の事故につき、合算して20万円限度） ③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費（本来帰国に要すべき費用を除きます。）									
賠償責任		1回の事故につき 本会員・家族会員 1億円限度 家族特約対象者 2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。	下の①、②のうち実際に支出された金額を1回の事故につき保険金額を限度としてお支払いします。 ①法律上支払わなければならない損害賠償金 ②保険会社が妥当と認めた以下の費用 ・損害防止軽減費用 ・緊急費用 ・訴訟費用など									
携行品損害		1旅行中 本会員・家族会員 100万円限度 家族特約対象者 50万円限度 保険期間中 100万円限度 自己負担額 1回の事故につき 3,000円	旅行期間中に携行する身の回り品（被保険者の所有するもの）が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ（1点または1対）あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、現地での再発給費用（交通費、宿泊費を含みます。）を5万円を限度としてお支払いします。 ※1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。									
救援者費用等		1回の事故につき 本会員・家族会員 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中に以下に該当した場合 ①ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 ②病気により亡くなられたとき。 ③病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 ④ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 ⑤搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭難したとき。 ⑥事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。（ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対象となりません。）	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で損害保険ジャパン株式会社が妥当と認めた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料（救援者1名につき14日分まで） ④救援者の渡航手続費、 現地での諸雑費 ⑤現地からの移送費 ⑥遺体処理費用（100万円限度） 上の②から④の費用は上表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 ※払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。 <table><tr><td>継続入院日数</td><td>②の交通費、③の客室費</td><td>④の諸経費など</td></tr><tr><td>3日～6日</td><td>救援者1名分</td><td>5万円</td></tr><tr><td>7日以上</td><td>救援者3名分</td><td>20万円</td></tr></table>	継続入院日数	②の交通費、③の客室費	④の諸経費など	3日～6日	救援者1名分	5万円	7日以上	救援者3名分	20万円
継続入院日数	②の交通費、③の客室費	④の諸経費など											
3日～6日	救援者1名分	5万円											
7日以上	救援者3名分	20万円											

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行となります。

※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。

傷害保険契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。

※左の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いする場合

国内旅行傷害保険（カード利用条件あり）

保険金をお支払いする場合①～③の利用料金をカード会員がJCBザ・クラスで支払いする場合に補償の対象となります。

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金
傷害	死亡 後遺障害	最高1億円	①被保険者がJCBザ・クラスにより国内公共交通乗用具の搭乗券を購入し、乗通乗用具に搭乗中に損害を被り、右の場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限場構内における傷害事故および航空機の通乗用具搭乗中を含みます。	航空機、船舶等の公共交通として当該公共交通(1)～(5)に該当し	左の①～③によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に (1)亡くなったとき 保険金額(死亡・後遺障害)の100%。 (2)後遺障害を生じたとき その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%～100%
	入院	・入院保険金 1日につき 5,000円 ・手術保険金 5,000円×倍率	②被保険者が株式会社JCBトラベルも行代理店、宿泊施設、運輸会社などを行い、その料金をJCBザ・クラスで支払い宿泊施設の火災・爆発事故に(1)～(5)に該当した場合。 ③被保険者がJCBザ・クラスにより宿泊旅行の料金を支払い、これに参加中(1)～(5)に該当した場合。	り入場が許される飛行不時着陸時の接続交通 しくはJCB加盟の旅で宿泊施設の予約チェックイン以前により損害を被り、右の を伴う募集型企画に傷害を被り、右の	左の①～③によりその傷害が原因で (3)入院されたとき 5,000円/日 ただし事故日より180日限度 (4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき 5,000円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額 ただし1事故につき1回限度 (5)通院されたとき 2,000円/日 ただし事故日を含め8日目以降において通院が継続されている場合で事故日より180日以内で90日限度
	通院	1日につき 2,000円			

■国内旅行傷害保険において

「募集型企画旅行」とは あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2条第1項に規定するものをいいます。)をいい、者が決定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは ... 募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行日程に定める最初の運送・宿泊機関など(募集型企画旅行に参加する利用した時から最後の運送・宿泊機関などの利用を完了するまでの期間をいいます。た

「公共交通乗用具」とは 航空法、鉄道事業法、海上運送法などに基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行傷害保険	
保険の種類	お支払いできない主な場合
傷 害	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・戦争、その他の変乱 ・放射線照射・汚染、原子核反応 ・危険なスポーツ（※参照）中のケガ、また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。
疾 病	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ・歯科疾病 - また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。 ※保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。
賠償責任	・被保険者の故意 ・被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ・被保険者の親族に対する事故 ・自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ・汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任 ・預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 ①ホテルの客室および客室内の動産（セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。） ②ホームステイ先の部屋および部屋内の動産 ③レンタル業者から貸借した旅行用品または生活用品
携行品損害	・被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ・すり傷など外観の損傷 ・携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 ・携行品の置き忘れまたは紛失 ・国または公共団体の公権力の行使（空港などの安全確認検査でのスーツケースなどの破壊は除きます。） ・携行していない場合（配送中の事故など）は、お支払いの対象となりません。 - また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。 ・保険の目的である液体の流出 ※次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。 現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船 など。
救援者費用等	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、犯罪行為 ・被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ・危険なスポーツ（※参照）中のケガ ・妊娠、出産などで入院した場合

* 危険なスポーツとは、以下のものをいいます。

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動

国内旅行傷害保険

保険の種類	お支払いできない主な場合
傷 害	・被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失 ・被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ・被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ・戦争、その他の変乱 ・放射線照射・汚染、原子核反応 ・危険なスポーツ（※参照）中のケガ ・地震、噴火または津波 ・「旅行中」の事故でない場合 (1) 通勤・通学中の事故（往復途上の立ち寄り時を含む） (2) 通常業務範囲内での移動中の事故（ただし、出張旅行中の事故は除きます） (3) 日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故 例）買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気、ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、映画鑑賞、観劇（コンサート・舞台・ミュージカル）、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ など また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。

JCBザ・クラス国内・海外航空機 遅延保険

国内・海外航空機遅延保険（カード利用条件あり ＊利用 条件は海外旅行・国内旅行保険に準じます。）

補償金請求者：JCBザ・クラス本会員・家族会員
補償期間：JCBザ・クラス会員である期間
引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社（幹事）、
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

国内・海外航空機遅延保険	
補償内容	保険金額
乗継遅延費用保険金	2万円限度
出航遅延費用等保険金	2万円限度
寄託手荷物遅延費用保険金	2万円限度
寄託手荷物紛失費用保険金	4万円限度

保険金をお支払いする場合

補償項目	保険金額	保険金をお支払いする場合	
乗継遅延費用保険金 (乗継地において発生した客室料・食事代)	2万円限度	搭乗した航空機の遅延により時刻から4時間以内に代替便をて、ホテル等客室料および代替 ※客室料・食事代はカード会員ご本人	乗継する予定の航空機に搭乗することができず、遅延した航空便の実際の到着利用できなかった場合に、1回の遅延につき乗継遅延費用保険金額を限度とし便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。 様分のみとなりますので、内訳のわかる書類をご準備ください。
出航遅延費用等保険金 (出発地において発生した食事代)	2万円限度	搭乗予定の航空機について、出たことにより、出航予定時刻費用等保険金額を限度として、お支払いします。 ※ホテル等客室料はお支払いの対象 ※食事代はカード会員ご本人様分の	航遅延、航空機の欠航・運休または搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生から4時間以内代替便を利用できなかった場合に、1回の遅延等につき出航遅延当該航空便またはその代替便が利用可能になるまでの間に負担した食事代金を となりません。保険の対象となる旅行期間中に決定された出航遅延についてお支払いします。 みとなりますので、内訳のわかる書類をご準備ください。
寄託手荷物遅延費用保険金 (衣料購入費等)	2万円限度	搭乗した航空機に預けた手荷いないことを理由として、空港生活必需品購入費用を1回の遅	物が航空機の到着後6時間以内に到着しなかった場合に、その手荷物が到着してに到着してから48時間以内の旅行行程中において負担した衣類購入費用または延につき寄託手荷物遅延費用保険金額を限度として、お支払いします。
寄託手荷物紛失費用保険金 (衣料購入費等)	4万円限度	搭乗した航空機に預けた手荷れたものとみなし、その手荷物程中に負担した衣類購入費用を限度としてお支払いします。 ※寄託手荷物遅延費用保険金とし	物が航空機の到着後48時間以内に到着しなかった場合は、その手荷物は紛失さが到着していないことを理由として、空港に到着してから96時間以内の旅行行または生活必需品購入費用を、1回の紛失につき寄託手荷物紛失費用保険金額 てお支払いする保険金を超える金額についてお支払いします。

※他の傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の 範囲内で実際の損害額を限度として保険金が支払われます。

お支払いできない主な場合

- ・被保険者、保険金受取人(これらの者の法定代理人を含みます)の故意、重過失または法令違反
 - ・地震、噴火または津波
 - ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染
 - ・海外航空機遅延保険については、海外旅行傷害保険の補償期間外に生じた事故

※左の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCBザ・クラスショッピングガード保険

ショッピングガード保険(国内／海外)

補償金請求者: JCBザ・クラス本会員・家族会員
 補償期間: JCBザ・クラス会員である期間
 年間補償限度額: 会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額は500万円限度
 自己負担額: 1回の事故につき3,000円
 補償金額: カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額か購入金額のどちらか低い額)から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

※物品の購入に際しJCBザ・クラスと現金、商品券などを併用された場合には、カード利用額から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々からの補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社: 損害保険ジャパン株式会社(幹事)、
 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
補償期間内にJCBザ・クラス会員がJCBザ・クラスを利用して購入した物品(詳細は右記)で購入日(配送などによる場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内・海外問わず)によって損害を被った場合。	会員が購入した物品であっても次に掲げるものは補償の対象となりません。 (1) 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含む。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハンググライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 (2) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの (3) 動物および植物 (4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券など(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券)旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの (6) 自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品 (7) 食料品 (8) 会員が従事する職業上の商品になるもの ※JCBギフトカードで購入した物品は対象となりません。 ※補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもあります。詳しくはP.24「お問い合わせ先」にご確認ください。	(1) 会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害。 (2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰いなどに起因する損害。 (3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。 (4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。 (5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。 (6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。 (7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害。 (8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに随伴して生じた損害。 (9) 詐欺または横領に起因する損害。 (10) 物品の誤った使用に起因する損害。 (11) 物品の配送中に生じた損害。 など

※左の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCBザ・クラス ゴルファー保険

お支払いできない主な場合

保険の種類		保険金	をお支払いできない主な場合	
賠償責任(国内・海外)		①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに ③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償 ④被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物 ⑥自動車所有、使用または管理に起因する賠償責任 ^(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合に	類似の事変または暴動に起因する賠償責任 責任 に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ^(※) において、その約定によって加重された賠償責任	など
		(※)ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場 しょく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金を	敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨減、腐 お支払いできません。	
身体 傷害 国内・海外	死亡保険金	①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ	見 ^(※) のないもの 査等により認められる異常所見をいいます。	など
	後遺障害保険金	③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの		
	入院保険金(日額)	⑤地震、噴火または津波に起因するケガ		
	通院保険金(日額)	⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所 (※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検		
ゴルフ用品(国内・海外)		①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害	損害 損害 損害	など
		①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営ま ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワ ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス	たは勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ンまたはアルバトロス	など

用語の		ご説明
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴す (注)ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の	るものをいいます。 定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴルフ場敷地内	開いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続 します。	した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除き
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被 ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みませ	服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。 ん。
目撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数	(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。 で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
傷害	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害 る中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故が 間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によること (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事	には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ず は含みません。 ゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時 因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 をいいます。 故」に該当しません。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.24の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金の請求について(手続き・必要書類)

海外旅行傷害保険・海外航空機遅延保険

1.保険金請求手続き

本紙の保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地ではP.20～P.22に記載してし病院によっては、一時的に立て替えていただく場合があります。帰国後保険金を請求される場ち帰りになり、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパンJCB事故受付デスク」現地に保険金請求手続きなどでお困りの場合も「海外ホットライン」をご利用ください。

2.必要書類 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書

ご請求になる保険金の種類		治療費用 保険金 (傷害・疾病)	携 損 保 険 金	行 品 保 険 金 (傷 害)	死 亡 保 険 金 (傷 害)	後遺障害 保 険 金	救 費 保 険 金	援 者 等 保 険 金	賠償責任保険金 対 人 対 物	乗継・出航 遅延	寄託手荷物 遅延・紛失	ご 案 内
必要書類												
バスポート		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	日本出国・入国のスタンプのページおよび顔写真ページのコピー。
保険金請求書*		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事故のご報告後郵送させていただきます。
現 地 で し か 手 配 さ い の 書 類	医師の診断書	◎							◎			現地発行のものをお持ち帰りください。(※1)
	治療費の明細書および領収書	◎							◎			病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結縛です。
	死亡診断書または死体検案書				◎			◎				死亡時のもの。診断者または検案した医師または病院発行のもの。
	事故証明書	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	最寄り警察署または官公署発行のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めることがあります。
	支出を証明する書類	◎						◎			◎	現地で支出した費用の領収書
	示談書・示談金領収書								◎			作成してごさい。ただし大きな事故の場合は安易な示談は避け「海外ホットライン」までご相談ください。
	損害額を証明する書類			◎					◎			損害を与えたものの価格、修理費などを証明する書類(修理費用見積書、修理費領収書)、写真など。
	損害品明細書*			◎						◎	◎	当社より送付する請求書の所定欄をご利用ください。
	損害額を証明する書類			◎								損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示ください。
	死亡保険金受取人の印鑑証明書				◎							
会員の印鑑証明						◎						市区町村役所で発行
除籍後の戸籍謄本					◎							
法定相続人の戸籍謄本					◎							
委任状					◎							必要な場合は別途保険会社よりご案内します。
後遺障害診断書*						◎						
その他の書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事前にJCBザ・クラス会員が公共交通乗用具または募集型企画旅行の料金をJCBザ・クラスにより支払ったことを証明する書類(例:JCB売上票のお客様控など)

※1 請求金額が30万円以下の場合診断書を省略することが可能な場合があります。疾病の場合は事故証明書は必要ありません。
※家族特約対象者は、健康保険証の写し、住民票などが必要となります。

※航空機遅延保険の事故証明書について
【航空機出航遅延・乗継遅延】・・・航空会社・旅行代理店発行の遅延(あるいは欠航)証明書
【手荷物遅延・紛失】・・・航空会社・旅行代理店発行の手荷物遅延(あるいは紛失)証明書

国内旅行傷害保険・国内航空機遅延保険

1.保険金請求手続き

お支払いの対象となる事故によって受傷、または亡くなったとき、会員または保険金を受け取るべき方は、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパンJCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。
会員または保険金を受け取るべき方が保険金の請求をされるときは、「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2.必要書類 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書 類はコピーしたものでは認められません。*印は当社所定用紙があるものです。

ご請求になる保険金の種類		死	亡	後遺障害	入 院	手 術	通 院	乗継・出航 遅延	寄託手荷物 遅延・紛失	ご 案 内
必要書類										
保険金請求書*		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
事故証明書		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事故の形態により交通事故証明書・罹災証明書などをご提出ください。
傷害状況報告書*		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
死亡保険金受取人の印鑑証明書		◎								市区町村役所で取り付けください。
会員の印鑑証明				◎	◎	◎	◎			
死亡診断書または死体検案書		◎								医療機関に作成ご依頼ください。
後遺障害診断書*				◎						
除籍後の戸籍謄本		◎		◎						市区町村役所で取り付けください。
法定相続人の戸籍謄本		◎								
医師の診断書*					◎	◎	◎	◎		医療機関に作成をご依頼ください。
同意書*		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		会員またはご家族が署名・捺印ください。
委任状*		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		会員以外の方が保険金を請求・受領される場合に必要です。
会員が公共交通乗用具に搭乗する以前にJCBザ・クラス会員がその料金をJCBザ・クラスにより支払ったことを証明する書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		
会員が利用する宿泊施設の費用をJCBザ・クラスにより支払うまたは支払ったことを証明する次の書類 ●売上票(または旅行業者の予約確認)		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎			
その他の書類		◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要な場合は別途保険会社よりご案内します。
支出を証明する書類*								◎	◎	
損害品明細書*								◎	◎	

※請求金額が90万円以下の場合診断書を省略することが可能な場合があります。
※航空機遅延保険の事故証明書について
【航空機出航遅延・乗継遅延】・・・航空会社・旅行代理店発行の遅延(あるいは欠航)証明書
【手荷物遅延・紛失】・・・航空会社・旅行代理店発行の手荷物遅延(あるいは紛失)証明書

保険金の請求について(手続き・必要書類)

ショッピングガード保険(国内／海外)・ゴルフ保険

1.保険金請求手続き

お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに「損保ジャパンJCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。
会員の方が保険金の請求をされるときは下の「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

※賠償の場合、損害保険ジャパン株式会社にご連絡される前に被害品を処分された時は、保険金のお支払いに差し障りの生じることがあります。

2.必要書類(ショッピングガード保険)

◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものでは認められません。

ご請求になる保険の種類	盗難事故保険金	被損事故保険金	火災事故保険金	その他の事故保険金	ご 案 内
必要書類					
保険金請求書(所定用紙)	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
罹災証明および盗難届出済証明書	◎		◎		管轄の警察署・消防署でお取り付けください。
修理費請求書または見積書		◎	◎	○	購入先または修理先でお取り付けください。
JCB売上票(お客様控)	◎	◎	◎	◎	
写 真		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は別途保険会社よりご案内します。

2.必要書類(ゴルフ保険)

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
④	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

海外でお困りの際のホットラインサービス

病気やケガをされた場合や損害賠償を請求された場合、身の回り品の盗難・損害にあった場合

24時間日本語相談

海外ホットライン

本サービスは、事前にご利用可否の確認が必要となる場合がございます。
ご利用までにお時間をいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

Q:どんなサービスですか？

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が生じたときなどさまざまな事故や、保険についてのご相談を、年中無休、通話料無料で24時間受け付けています。日本語を話せるスタッフが応対しますので安心してご利用ください。

※このサービスは、株式会社プレステージ・グローバルソリューションとの提携によりJCBザ・クラス付帯海外旅行傷害保険の補償対象のお客様に対して提供させていただくものです。

Q:サービスの具体的な内容は？

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス

ケガ、病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。

- ・日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約
- ・医療機関へのキャッシュレス治療の手配
- ・医師や医療機関との緊急時の通訳サポート
- ・保険金請求に必要な書類の手配
- ・付添者、通訳などの手配
- ・警察への盗難届、事故証明書入手などのサポート
- ・賠償事故の場合の現地アジャスターとの仲介
- ・現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続きなど

Q:サービスは無料ですか？

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、JCBザ・クラス付帯海外旅行傷害保険で対象となる場合に限り、お客様のご負担とはなりません。
ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客様のご負担となります。

Q:サービスを利用するときの申込方法は？

A:ご滞在地域により連絡先の電話番号・電話方法が異なります。地域と連絡先をご確認の上、次ページの表の電話番号までお電話いただければ、日本語を話せるスタッフが24時間受付をいたします。

海外でお困りの際のホットラインサービス

海外ホットラインへの連絡方法

電話番号は次のとおりです。
※携帯電話は、ご利用になれない場合があります。

北アメリカ・中南米・太平洋諸島から

お客様の滞在先	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ	1-833-950-0893
アルゼンチン	0800-777-0085
カナダ	1-833-907-6700
コロンビア	01-8009-812123
ブラジル	0800-761-0212
ペルー	0800-53-280
メキシコ	800-123-3308

ヨーロッパ・中近東・アフリカから

お客様の滞在先	電話番号
アラブ首長国連邦	800-081-0-0144
イギリス	0808-23-44567
イスラエル	1-80-946-5201
イタリア	800-7-83839
オーストラリア	0800-298828
ギリシャ	00-800-8113-0137
スイス	0800-89-5138
スウェーデン	020-790-250
スペイン(※)	9009681-90
チェコ	800-143-106
デンマーク	8025-4536
ドイツ	0800-1-80-2112
ハンガリー	06-800-21617
フランス・モナコ	0800-90-6165
ベルギー	0800-1-2552
ポーランド	00-800-811-1219
ポルトガル	800-8-81-040
南アフリカ	0800-99-5549
ルクセンブルク	8002-6045
ロシア	8-800-301-8861

(※)スペイン領北アフリカ、カナリア諸島は除きます。

アジアから

お客様の滞在先	電話番号
中国	4001-203739
香港	800-90-0356
台湾	00801-81-2770
韓国	00798-81-1-0831
シンガポール	800-8110-824
インドネシア	007803-81-1-0038
タイ	1800-011-212
ベトナム	120-81-045
フィリピン	1-800-1-8110336

オセアニアから

お客様の滞在先	電話番号
オーストラリア(※)	1-800-718-264
ニュージーランド	0800-64-0363

(※)クリスマス島、ココス・キーリング諸島は除きます。

その他の地域から

お客様の滞在先	電話番号
無料電話がご利用にならない場合や その他の国・地域から	(81)50-3820-1301

～トールフリーご利用上の注意～

滞在の国・地域によってはトールフリーに対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合がありますほか、電話機種や回線事情により利用できない場合や、ホテルなど客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタルなどした携帯電話からトールフリーにご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となります。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合があります。

■国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

※ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があります、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

■オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例:

ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you?
(オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige Global Solution. This is Miss Michiko Aoki in room 201.
(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステージ・グローバルソリューションです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.
(一度切ってお待ちください)

※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige Global Solution is on the line.
Go ahead, please.
(お待たせしました。出ましたのでお話しください。)

■オペレータが、こう言ったら……

- ・Hold on, please. または、Hold the line, please. (受話器を切らずにそのまま待つ)
- ・Hang up (and wait), please. (一度切って待つ)
- ・Mr.A is on the line. (Aさんが出ました)
- ・Go ahead, please. (どうぞお話しください)
- ・The line is busy. または、The number is busy. (お話し中)

●フリーダイヤル・インターナショナルトールフリー (料金無料)

ご利用可能地域が決まっております。

「フリーダイヤル」⇒ 原則同国内から。

「インターナショナル・トール・フリー」⇒ P.21、P.22の地域から。

「コレクトコール」⇒ 上記以外の地域から。

基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

たとえば、ニューヨークから海外ホットラインに電話をかける場合

1 - 8 3 3 - 9 5 0 - 0 8 9 3

↑
アメリカ本土・アラスカ・ハワイからの海外ホットライントール
フリーダイヤル

※電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および現在地、その他担当者が求める情報を冷静にお知らせください。

■お問い合わせ先

保険内容によってお問い合わせ先が異なりますので、ご確認のうえお問い合わせください。

海外・国内旅行傷害保険、国内・海外航空機遅延保険、 ショッピングガード保険、ゴルファー保険について

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や、損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などは「海外ホットライン」(P.20～22)をご利用ください。

●日本国内での連絡先

『損保ジャパンJCB事故受付デスク
(JCBカード自動付帯サービス専用)』
0120-258-554

受付時間 9:00AM～5:00PM 日・祝休

●上記受付時間外の連絡先

『海外ホットライン』
0120-08-1572(無料)
018-888-9547(無料電話がご利用になれない場合)
受付時間 24時間 年中無休

●海外からの連絡先

『海外ホットライン』
(81)50-3820-1301
受付時間 24時間 年中無休

※「損保ジャパンJCB事故受付デスク」における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。

その他、JCBザ・クラス付帯サービス全般について

カード裏面等に記載の各会員デスクまでお問い合わせください。